

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（盛土担当） （06-6208-9303）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	宅地造成等に関する工事の許可
概 要	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等に関する工事を行う場合は、当該工事に着手する前に、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項
審査基準	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項及び盛土等防災マニュアルに基づいて審査します。
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（盛土担当）
提出時期	随時
提出方法	宅地造成等に関する工事の許可申請書および添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	宅地造成等をする面積によって異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（盛土担当）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000642410.html
備 考	